

# 令和 2 年度

## 新型コロナウイルス感染対策店舗改装等補助金

### 事業概要・申請の手引き

新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、国が示した「新しい生活様式」に対応した対策を講じ、営業を継続または再開する事業者に費用の一部を補助します。

#### 1. 目的

- ・買物や飲食等の日常生活を送る仕組みを維持し、地域の経済と雇用を支える商業の維持を図る
- ・新型コロナウイルス感染症予防対策による集客力の回復を図る

#### 2. 補助申請について

**申請受付期間 令和2年7月17日（金）～令和3年2月1日（月）**

- ・予算の範囲内での実施となります。（予算額に達し次第受付終了します）
- ・**4月1日以降に実施された工事等も対象となります。**

#### 3. 対象事業者

岩国市に主たる店舗を有する中小企業者等で、法人は市内の事業者、個人事業者は住所が市内にあるものが下記のいずれかの事業を営んでいる店舗

・飲食店 ・宿泊業 ・小売業 ・生活関連サービス業 ・娯楽業

※いずれにおいても無人店舗は対象外

（参考）対象業種一覧

【日本標準産業分類（平成25年10月改定、平成26年4月1日施行）に基づく】

大分類	対象業種		対象外
卸売、小売業	各種商品小売業	中分類 56	・無店舗小売業（中分類 61）は対象外 ・分類にかかわらず、管理、補助的経済活動を行う事業所は対象外
	織物・衣服・身の回り品小売業	中分類 57	
	飲食料品小売業	中分類 58	
	機械器具小売業	中分類 59	
	その他の小売業	中分類 60	
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	中分類 75	・分類にかかわらず、管理、補助的経済活動を行う事業所は対象外
	飲食店	中分類 76	
	持ち帰り・配達サービス業	中分類 77	
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	中分類 78	・分類にかかわらず、管理、補助的経済活動を行う事業所は対象外
	その他の生活関連サービス業	中分類 79	
	娯楽業	中分類 80	

#### 4. 対象外事業者・店舗

事業者及び事業内容が、次のいずれかに該当する場合は**補助対象外**となります。

- ・過去にこの補助金の交付を受けている者
- ・令和2年度岩国市創業支援補助金の交付決定を受けたもの若しくは今後受ける予定のもの
- ・対象経費について、国、県等の実施する同一目的の補助金の交付を受けている店舗
- ・岩国市に対して、納付義務のある税及び料を滞納している者
- ・岩国市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各項に規定する営業に関する事業を行う者
- ・補助金の交付を受けようとする既存店舗において、宗教活動または政治的活動を目的とした事業を行っている又は行おうとする者

#### 5. 対象経費

店舗部分の改装工事等費用（※補助対象経費が**税抜き10万円以上**であること）

- ・対象・対象外経費については次ページの例を参照下さい。

<p><b>対象</b>工事等の例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店内換気システムの改修</li> <li>・券売機の導入</li> <li>・自動手洗い器の導入</li> <li>・座席間の間仕切りの設置</li> <li>・窓口やカウンターの仕切りの設置</li> <li>・キャッシュレス機器導入</li> <li>※備品（1品1万円（税込み）以上かつ耐用年数2年以上のもの）のみの購入も可</li> <li>※その他、不特定多数の者が触れる機会を減らす機器導入</li> </ul>
<p><b>対象外</b>工事等の例</p>	<p>※業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関係のない工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築、増築</li> <li>・住居や事務所、倉庫等の店舗部分以外に関する工事</li> <li>・住宅と兼用する部分に関する工事</li> <li>・外構の造作・修理、駐車場に関係する工事</li> <li>・汎用性のある備品類（机・イス・冷蔵庫・ノートPC・バイクなど）の購入（補助対象のものを除く）</li> <li>・解体のみの工事（対象工事に伴い発生するものについては可）</li> <li>・移動販売店舗、仮設店舗に関する工事</li> <li>・電話、インターネット回線、テレビアンテナ等の設置工事（ただし、キャッシュレス機器導入に伴う場合は対象とする）</li> <li>・火災報知機等の消防設備に関する工事</li> <li>・防犯カメラ等の防犯設備に関する工事</li> <li>・店舗クリーニング・害虫駆除に関する費用</li> <li>・ジョイントマット、食器乾燥機・洗濯機、乾燥機</li> <li>・看板や広告に係る構造物設置または改修</li> <li>・消耗品に該当するもの（1品1万円（税込み）未満または耐用年数2年未満のもの）</li> </ul>

・施工業者またはその施工業者の役員が、申請者もしくは申請者の2親等以内の親族である場合は補助対象外となります。

### 【補助対象、対象外工事等の例】

※上記に掲示がないものについては個別に審査し適否を決定します。  
※備品とは「1品が1万円以上、かつ耐用年数2年以上のもの」とする。

## 6. 補助率等

【補助率・上限額】 **対象費用の3分の2**（消費税を除く） 上限額 **20万円**  
【対象経費（下限）】 対象経費 **10万円以上**であること（消費税を除く）

## 7. 補助申請について

申請時 必要書類	(1) 申請書（※申請時チェックシートも添付） (2) 店舗位置図及び平面図 (3) 店舗全体及び改装等を行う箇所の写真と図面（備品購入のみの場合は店舗写真のみ） (4) 補助対象経費が分かる見積書 (5) 商業登記簿謄本の写し（個人事業主の場合は確定申告書の写し） (6) 相手方登録申請書
-------------	---

## 8. 交付決定について

・必ず着手前に申請を行い、市の交付決定を受ける必要があります。交付決定前に着手したのものについては対象となりません。（ただし、**7月16日以前に着手したものは除く**）

・交付決定額は、交付申請時の見積額により算定しますので、補助事業終了後の補助対象経費の支払額が交付申請時の見積額を下回った場合には、補助金額も減額します。

・交付決定後に当初の予定より補助対象経費が増額し、補助対象経費の支払額が交付申請時の見積額を上回った場合でも、交付決定額が上限となりますので、補助金額は増額しません。

・交付決定時と異なる内容の工事費は原則として補助対象外となります。

## 9. 実績報告書の提出について

・工事が完了し、代金の支払いを行った日から30日以内又は**令和3年3月1日**までのいずれか早い日までに実績報告書を市に提出して下さい。内容を審査し、補助金額の確定を行います。

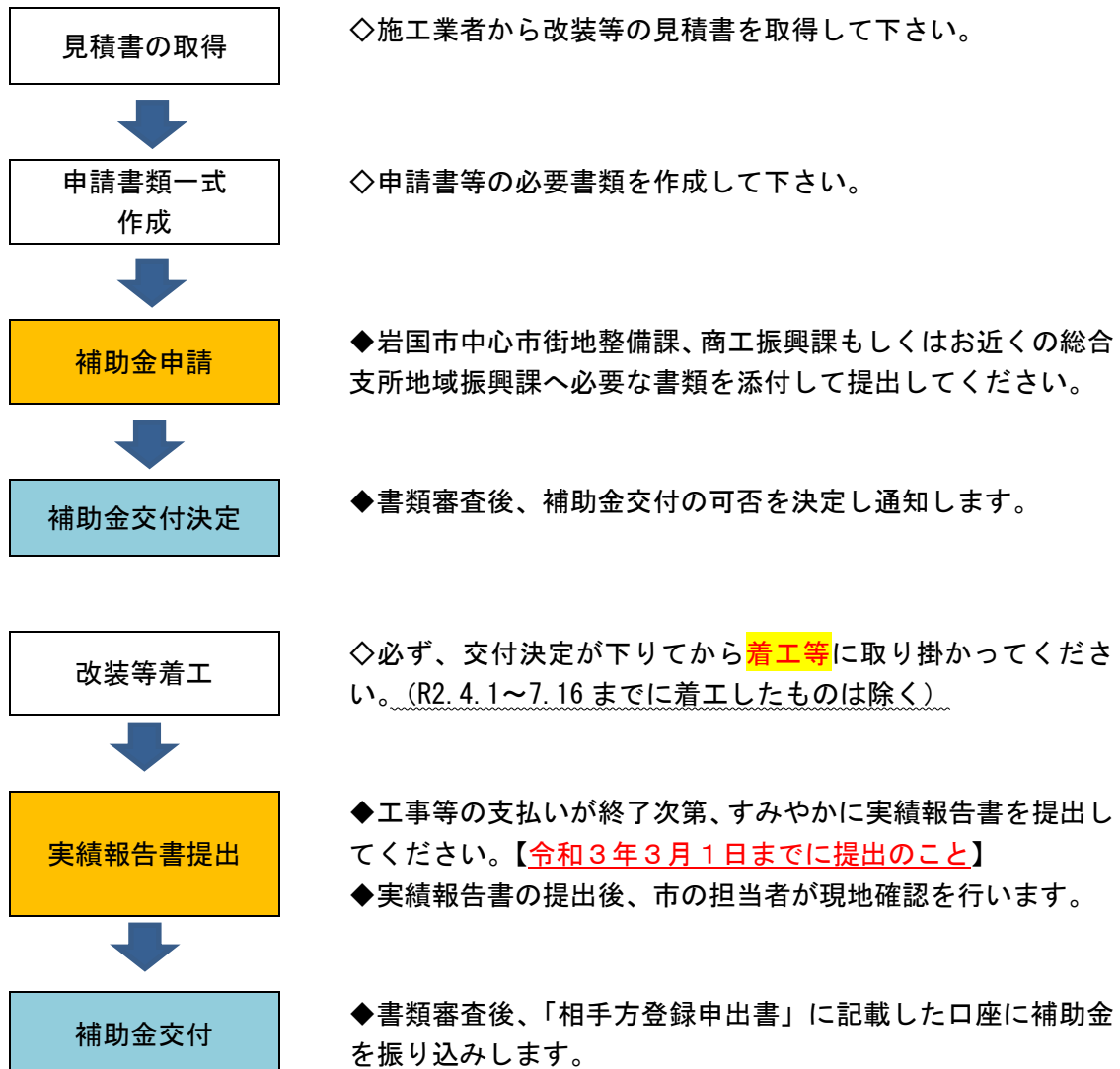
・実績報告書提出後、市が現地調査を行います。

実績報告時 必要書類	・実績報告書 ・領収書等、補助事業の実績を証明する書類 ・事業実施後の状況がわかる写真（店舗全体、施工箇所等3枚以上） ・その他市長が特に必要と認める書類
---------------	--

## 10. 留意事項

- ・申請者が複数店舗を所有又は経営している場合、補助金交付はいずれか**2店舗まで**となります。

### 補助金申請～交付までのながれ



※**令和3年3月1日**までに実績報告書の提出ができない場合は補助対象外となります。

## 11. 問い合わせ先（申請先）

- 中心市街地活性化計画区域内は・・・中心市街地整備課（電話 29-5105）本庁舎 5F  
同 区 域 外 は・・・商工振興課（電話 29-5110）本庁舎 4F  
※申請は、各総合支所（地域振興課）でも受け付けています。